指定催しの指定通知書

利沼広消 第 号 年 月 日

様

利根沼田広域消防本部 削防長 即

利根沼田広域市町村圏振興整備組合火災予防条例第42条の2第3項の規定に基づき、 下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

教 示

この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に利根沼田広域市町村圏振興整備組合理事長に対して審査請求をすることができる。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月 以内に利根沼田広域市町村圏振興整備組合理事長を被告として指定の取消しの訴えを提 起することができる。

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に利根沼田広域市町村圏振興整備組合理事長を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。